

各過少 令署日發行 但付日本當局之郵便局
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取縣公報

告
元

嘉慶縣告示第三百九十六号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱（昭和三十三年十一月鹿取県告示第五百六十一号）の一部を次のように改正し、昭和三十八年五月一日から適用する。

昭和三十八年七月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

別記様式第一号中3及び別表を次のように改める。

組合の公平委員会の事務処理の受託

◆公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

3 計算明細計画(又は実績)

00482

3 昭和38年7月23日 火曜日 鳥取県公報 第3447号

(第3種郵便物
記入欄)

鳥取県告示第三百九十九号

三 作業地域 米子市
 场 所 日野郡江府町、溝口町
 地先 米子市道笑町四丁目五ノ二〇番 道路敷 五坪八合二勺

鳥取県告示第三百九十八号
 次の土地は、昭和三十八年七月二十三日から公用を廢止した。

昭和三十八年七月二十三日
 鳥取県知事 石 破 一 朗

次の土地は、昭和三十八年七月二十三日から公用を廢止した。

昭和三十八年七月二十三日
 鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県知事 石 破 一 朗

00481
(第3種郵便物
記入欄) 2

- 3 「償還額」欄には、この補助の申請に係る期間内にて償還した額を記入すること。
- 4 「中間融資残高」欄中「総額」欄には、この補助金の申請に係る期間の当初融資額、「延滞額」欄には、この補助の申請に係る期間内の約定による償還額のち延滞となつた額を記入し、繰上償還額をもつて延滞額を埋めないこと。
- 5 「貸付期間」欄には、融資残高に異動のあつたときには、異動のあつたたびごとに区分してその期間を記入すること。
- 6 「融資平均残高」欄は、「積数」(計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和)を、年間の日数で除して得た額(積数)を記入すること。

00481

昭和38年7月23日 火曜日 鳥取県公報 第3447号

3 内における融資残高の異動月日を記入すること。

4 「中間融資残高」欄中「総額」欄には、この補助金の申請に係る期間の当初融資額、「延滞額」欄には、この補助の申請に係る期間内の約定による償還額のち延滞となつた額を記入し、繰上償還額をもつて延滞額を埋めないこと。

5 「貸付期間」欄には、融資残高に異動のあつたときには、異動のあつたたびごとに区分してその期間を記入すること。

6 「融資平均残高」欄は、「積数」(計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和)を、年間の日数で除して得た額(積数)を記入すること。

(注) 1 「資金別、業態別」の欄は、別表の区分により記入すること。

2 「年月日」欄は、この補助金の申請に係る期間内における融資残高の異動月日を記入すること。

3 「償還額」欄には、この補助の申請に係る期間内にて償還した額を記入すること。

4 「中間融資残高」欄中「総額」欄には、この補助金の申請に係る期間の当初融資額、「延滞額」欄には、この補助の申請に係る期間内の約定による償還額のち延滞となつた額を記入し、繰上償還額をもつて延滞額を埋めないこと。

鳥取県告示第三百九十七号

測量法(昭和三十四年法律第二百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第二項の規定により抄述する。

昭和三十八年七月二十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

1 作業種類 通信地図修正測量

1 作業期間 昭和三十八年七月から

昭和三十八年九月末

資金別	業態別		資金別	業種別	
	資金区分	業種別		資金区分	業種別
経営資金	一般経営資	農開業	経営資金	指定地区経営	林漁業
	指定経営資	農開業	事業資金	農開業	林漁業

鳥取県告示第四百一號

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、次の規約により、鳥取県は鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合の公平委員会の事務の処理の委託を受けた。

昭和三十八年七月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合と

鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

附 則

この規約は、昭和三十八年七月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十八年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 鳥取地区

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十八年八月八日午後二時〇分から

鳥取市吉方町 鳥取警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市西品治七八〇

自動車運転者 前田政幸

(2) 鳥取市湯所町二二三

自動車運転者 松村泰雄

(3) 鳥取市下味野二一の八

自動車運転者 上田浩

(4) 鳥取市桂見四五二

自動車運転者 北脇照久

(5) 鳥取市江崎二三

自動車運転者 神谷安輝

(6) 鳥取市古海四七七

自動車運転者 北村定期則

(7) 鳥取市南本寺町三一

自動車運転者 谷口篤

鳥取市吉方五〇四の二

自動車運転者 山根春実

鳥取市倭文二一四

自動車運転者 高田猛史

岩美郡岩美町大字陸上四一〇の一

自動車運転者 湯本良知

八頭郡八東町大字日田七六〇

自動車運転者 本城一正

鳥取市栗谷町一〇の一

自動車運転者 下村重夫

八頭郡河原町長瀬二五〇

自動車運転者 小林重雄

八頭郡若桜町大字吉川六八

自動車運転者 坂本清

自動車運転者 白間尚

00485

(第3種郵便物)
認

6

昭和38年7月23日 火曜日 鳥取県公報 第3447号

00486

(第3種郵便物)
認

昭和38年7月23日 火曜日 鳥取県公報 第3447号

11. 米子地区	1. 聽聞の期日及び場所 昭和三十八年八月二十二日午後〇時三十分から 米子市万能町 米子警察署	2. 聽聞当事者の住所及び氏名 (1) 境港市栄町118 自動車運転者 赤 大 示 (2) 米子市大篠津町1、六九九 自動車運転者 青 戸 己 策 (3) 日野郡日南町多里 自動車運転者 荒 木 弘 史 (4) 境港市京町八〇 自動車運転者 福 本 一 孝 (5) 境港市小篠津町 自動車運転者 夏 賀 越 夫	3. 自動車運転者 山 下 芳 明 (6) 東伯郡東郷町白石田七四一 自動車運転者 山 本 幸 雄 (7) 日野郡溝口町谷川八六七 自動車運転者 中 村 芳 明 (8) 境港市尾田三一六 自動車運転者 森 下 芳 明 (9) 西伯郡余見町大字寺内三八三 自動車運転者 小 谷 雄 (10) 境港市京町八〇 自動車運転者 山 本 義 光 (11) 東伯郡東郷町白石田七四一 自動車運転者 山 本 幸 雄 (12) 日野郡溝口町谷川八六七 自動車運転者 中 村 芳 明 (13) 米子市富士見町七五 自動車運転者 中 村 芳 明 (14) 境港市京町八〇 自動車運転者 山 本 義 光 (15) 境港市小篠津町 自動車運転者 夏 賀 越 夫	4. 自動車運転者 大 村 興 孝 (16) 西伯郡淀江町中間六六一 自動車運転者 大 村 興 孝
----------	---	---	--	---

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第3項の規定による昭和38年度第1回危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和38年7月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
2	森田 稔	4	磯部 正樹
7	河本 和光	3	林原 且悟
4	磯部 正樹		
10	原 嘉	26	西山 一輝
11	松川善之助	28	竹信 律
12	寿村 道夫	31	末田 寛輔
14	西田 泰	34	有本 隆
16	伊達 増夫	38	須崎 豊
17	大谷 浩史	39	川口 孝久
18	大江 才治	40	橋原 栄義
22	西村 節雄	41	田福 博之
24	山下徳太郎	42	原田 澄夫
25	加藤 泰蔵	43	野村 重昭

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1.	細井 進次		
2	森田 稔	3	林原 且悟
乙種第3類			
受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
4	磯部 正樹	5	佐野 久雄
乙種第5類			

7	河本 和光	88	鳥越 駿洋	145	吉本 賢治	182	松本 新平
48	西尾 修	90	西尾 真吾	147	野坂 格郎	184	岡田 孝佳
53	砂田 一敬	92	西尾 功	150	海老原光好	185	安部 敏男
55	中村 貞彦	93	森本 俊一	151	高力 重儀	186	松本福次郎
59	桜井 守雄	94	山根 梅義	152	前田 雄文	192	足立 勝美
64	草刈 敏明	96	上木 一郎	153	野坂 俊	200	庄司 後英
66	尾田 賢治	97	西村 孝	155	朝妻 澄	204	桑名彥三郎
68	安田 幸男	99	松本 敏彦	156	月谷 公志	205	美柑 浩
69	兒玉 勝彦	100	小林 保	157	中畑雄二郎	206	笛野 陽慎
73	福本 正一	102	豊岡 美勝	158	沢田 邦雄	213	渡辺 昭彦
74	山本 設男	104	龜井 黙	162	松下 哲也	215	渡辺 壮作
75	菅河 渉	113	倉光伊佐夫	168	竹本 薫	216	幡原 猛真
76	福井 靖史	125	佐々木輝雄	170	竹内 良吉	218	川北平八郎
76	井上 孝男	126	西村 豊治	172	円山 哲朗	221	長岡 邦雄
77	山野 幸男	127	有福 隆春	174	村田 吉彦	222	手島 宏
78	松村 康夫	140	殊井 國勝	175	安眞繁	225	寺本 和己
80	三浦 幸造	141	笠城 慎吉	177	宮崎 孝良	227	牧野 京次
82	寺坂 五郎	143	比叡征支郎	178	足立	229	大倉 法夫

留日四年回國十五日寫三月廿四日

発行者 烏取県鳥取市東町
鳥取丁目

印 刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 栗 谷 町 印 刷 所